化学工学会 超臨界流体部会 化学工学会英文誌 JCEJ の論文掲載料支援規約

(総則)

第1条 超臨界流体に関連する研究を広く情報発信することを目的として、化学工学会の英文誌である Journal of Chemical Engineering of Japan (JCEJ)の論文掲載料 (Article Processing Charge, APC) を超臨界流体部会の部会員に援助する。論文掲載料支援に関する細目は、この規約の定めるところによる。

(支援内容)

- 第2条 支援対象の論文種類は、Research Papers 及び Journal Reviews とする。
 - 2 1件あたりの支援額は5万円とする。
 - 3 1年間の支援対象は4件以内とする。なお、支援希望が4件を超えた場合は、部会長及び副部会長により協議するものとする。

(支援条件)

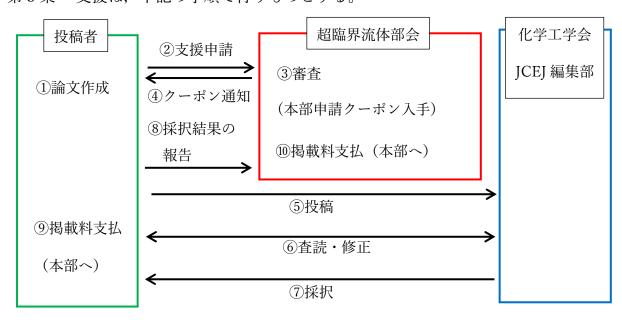
- 第3条 論文著者のうち1名以上は超臨界流体会員でなければならない。
 - 2 同じ研究グループに対する支援は1年間で1回とする。
 - 3 本支援は先着順で申請を受理し、第2条で定める支援件数に達した時点で 募集を停止する。

(選考方法)

第4条 支援の選考は、部会長と副部会長で審議により承認の可否を決定する。

(支援の手順)

第5条 支援は、下記の手順で行うものとする。



- (1) (上図の②) 投稿者は、<u>投稿予定の論文のタイトル、全著者名、所属</u>を超臨界流体 部会事務局に連絡する。
- (2) (上図の④) 部会事務局からクーポンコードを受け取る。
- (3) (上図の⑤) 投稿時にクーポンコードを入力する。
- (4) (上図の⑧) 採択結果を超臨界流体部会事務局に報告する。
- (5) (上図の⑨) 化学工学会から請求された論文掲載料を学会に支払う。

(論文掲載後)

- 第6条 被支援者は、論文掲載後に以下を行うものとする。
 - 2 論文掲載後は、速やかに Research Papers または Journal Reviews の情報である Title, Author details (著者名及び所属), Abstract を超臨界流体事務局に連絡 するものとする。
 - 3 超臨界流体部会事務局は、前2項の内容を超臨界流体部会のホームページ及び ニュースレターを通じて部会員向けに発信し、当該分野に関連した幅広い情報 の共有化を図るものとする。
 - 4 支援対象論文の掲載後、被支援者は論文内容について化学工学会の研究発表会 (年会・秋季大会)の部会関連セッションでの口頭発表または講演をおこなっ ていただくことを原則とする。

(その他)

第7条 本規約による支援判断が不可能な場合には、部会長および副部会長の判断によるものとする。

(規約の変更について)

第8条 この規約の変更は化学工学会 超臨界流体部会の役員会の承認を経て行う。

附則 令和5年11月9日制定から施行する。